

# 2028年技能五輪国際大会に係る業務用PC調達業務仕様書

## 1 件名

業務用パソコンの調達

## 2 趣旨

本業務は、一般財団法人2028年技能五輪国際大会日本組織委員会が準備・運営する第49回技能五輪国際大会（日本・愛知大会）に係る各競技職種の準備・運営を担当する委嘱委員に、貸与する業務用パソコンの調達を行うものである。

## 3 当事者

本仕様書において、「甲」とは一般財団法人2028年技能五輪国際大会日本組織委員会を、「乙」とは受注者をそれぞれ指すものとする。

## 4 履行場所

パソコンを納入する場所は、甲の事務所とする。なお、甲から各委嘱委員へ貸与するため設置場所は各委員が勤務等を行う事業所（全国各地）となる。また、甲が開催する研修等で外部に持ち出し業務をすることが想定される。

### 《事務所の基本情報》

・納入場所の住所は、東京都新宿区神楽坂4丁目1-1オザワビル7階

## 5 業務内容

### (1) パソコンの調達

以下の規格、数量、性能を満たす機器を乙が甲に賃貸すること。

規 格：画面サイズ 13.3もしくは14インチで本体の重量が1kg以下のビジネス用モバイルノートパソコン

数 量：68台、同一機種

期 間：令和8年6月1日～令和11年3月31日（最長34か月）

※ただし、本委託業務による調達対象物は、令和10年11月15日（水）～20日（月）に開催する第49回技能五輪国際大会（日本・愛知大会）に係る業務において使用するものであるため、大会終了後、契約期間中であっても甲は契約を解除することがあり得る。

性 能：次表のスペックと同等以上のもの。

項目	規格・仕様
OS	Windows11
CPU	Intel Core i5以上
メモリ	16GB以上であること
SSD	256GB以上であること
通信機能	LTEまたは5G通信モジュールを内蔵していること LANおよび無線LAN通信に対応していること
SIM機能	nanoSIMまたはeSIMに対応していること

USBポート	3ポート以上（タイプC含む）有すること
キーボード	日本語キーボード
カメラ	WEBカメラ内臓
HDMIポート	1ポート以上有すること

その他：ソフトウェアについては、別途甲が調達する。

※調達予定のソフトウェア

Office 365（電話対応コンタクトセンター付き）、Dropbox、ウイルス対策ソフト（24時間監視付き、感染後連絡機能付き）セキュリティ対策ソフト（AppCheck等）

## （2）搬入及び設定

（1）に示す機器の搬入及び設定を次表に掲げる留意点を遵守し実施すること

項目	留意点
搬入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器等の納入日は、令和8年6月1日以降とし、以下の設定完了日を6月15日とする。また、詳細の納入日、納入時間および設定実施日については、別途甲乙で協議できるものとする。</li> </ul>
設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入後は、電源・ネットワークとの接続、初期設定及び動作確認を行うこと。</li> <li>・ 納品時点で、利用者が追加設定を行うことなく、PCの起動後直ちに業務利用が可能な状態にすること。</li> <li>・ 納品後、導入機器一覧表を甲に速やかに提出すること。</li> <li>・ 現地への設置及び付随する調整作業については、熟練した作業員が行うこと。</li> <li>・ 可能な限り、現地での作業時間短縮に努めること。</li> <li>・ 甲の検査において合格と認められないときは、乙は甲が指定する期日までに正常な物品への取り替え等を乙の負担において行い、再度検査を受けること。</li> </ul>

## 6 その他

- (1) 乙は、本業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。
- (2) 乙は、本業務の遂行にあたって、事前に甲と協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を甲に逐次報告するほか、必要に応じて打ち合わせを実施すること。
- (3) 乙は、本業務の遂行にあたっては、既存基盤システムの保守業者と連携すること。
- (4) 乙は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（甲との連絡調整担当者）を置き、必要に応じて業務時間外も連絡がとれる態勢とすること。
- (5) 本仕様書に規定する業務を遂行する上で必要となる費用については、特別の規定がある場合を除き、乙が負担すること。
- (6) 契約締結後、機器の仕様等を変更する必要がある場合は、甲と乙が協議の上、変更できること。
- (7) 乙は、機器の取り扱いやシステムの不明点、疑問点等の相談に対し、適切な支援を行うこと。これらの支援に関する費用は、全て乙の負担とする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙が協議して決定すること。協議の結果、甲乙間にて意見を異にするときは、甲の指示に従うものとする。
- (9) 甲は、仕様書に掲げるソフトウェアの導入及び保守サポートの付与を予定していることから、それらの対応が可能なPCを調達すること。

以上